

**「自殺総合対策の推進に関する有識者会議の開催について」
の一部改正について（案）**

令和 8 年 10 月 日

自殺総合対策会議決定

「自殺総合対策の推進に関する有識者会議の開催について」（平成 31 年 3 月 5 日自殺総合対策会議決定）の一部を次の表のように改正する。

改正案	現行
<p>1 趣旨</p> <p><u>自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 12 条に規定する自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）に基づき、</u> 国を挙げて自殺対策が推進されるよう、 国、地方公共団体、関係団体、民間団体 等が連携・協働するため、また、中立・ 公正の立場から大綱に基づく施策の実 施状況、目標の達成状況等を検証し、施 策の効果等を評価し、及び大綱の見直し に資するため、自殺総合対策の推進に関 する有識者会議（以下「会議」という。） を開催する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 庶務</p> <p>会議の庶務は、<u>関係府省庁の協力を得</u></p>	<p>1 趣旨</p> <p><u>自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25</u> <u>日閣議決定）（以下、「大綱」という。）に基</u> づく、国を挙げて自殺対策が推進される よう、国、地方公共団体、関係団体、民間 団体等が連携・協働するため、また、中立・ 公正の立場から自殺総合対策大綱に基づ く施策の実施状況、目標の達成状況等を検 証し、施策の効果等を評価し、及び大綱の 見直しに資するため、自殺総合対策の推進 に関する有識者会議（以下「会議」とい う。）を開催する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 庶務</p> <p>会議の庶務は、厚生労働省社会・援護局</p>

て、厚生労働省社会・援護局総務課自殺
対策推進室において処理する。

4 （略）

総務課自殺対策推進室において処理する。

4 （略）

参考
(改正後全文)

自殺総合対策の推進に関する有識者会議の開催について（案）

平成 31 年 3 月 5 日 自殺総合対策会議決定
令和 3 年 9 月 28 日 一 部 改 正
令和 8 年 10 月 日 一 部 改 正

1 趣旨

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第12条に規定する自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）に基づき、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するため、また、中立・公正の立場から大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価し、及び大綱の見直しに資するため、自殺総合対策の推進に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成等

- （１） 会議の構成員は、厚生労働大臣が定める。
- （２） 会議は、厚生労働大臣が招集する。

3 庶務

会議の庶務は、関係府省庁の協力を得て、厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室において処理する。

4 その他

- （１） 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

- (2) 「自殺対策官民連携協働会議の開催について」(平成 25 年 7 月 26 日自殺総合対策会議決定) 及び「自殺対策検証評価会議の開催について」(平成 25 年 7 月 26 日自殺総合対策会議決定) は、廃止する。